

鹿沼市自主防災資機材等支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市有財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例（昭和39鹿沼市条例第8条）第9条の規定に基づき、自主防災組織が円滑な防災活動を行うために必要な資機材等（以下「防災資機材」という。）の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域住民の連帯意識に基づき自主的に結成した防災のための組織をいう。

(支給対象)

第3条 防災資機材等の支給の対象となる自主防災組織は、その組織に防災資機材等の支給をすることにより、当該組織の活動が他地域の自主防災組織育成のモデルとなり地域の防災力の向上が図られると市長が認めるものとする。ただし、既にこの要綱による防災資機材の支給を受けた組織には、再度の支給を行わないものとする。

(支給の申請)

第4条 防災資機材等の支給を受けようとする自主防災組織は、防災資機材等支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 組織の目的及び構成員等に関する事項を記載した書面
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 支給希望品目

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、第3条に規定する支給対象として適当かどうかを審査し、その適否を防災資機材等支給決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支給の限度額)

第6条 支給する防災資機材等の額は、予算の範囲内において1組織につき、次の表の左欄に掲げる自主防災組織を構成する世帯数に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度額とする。

世帯数	限度額
20～499	50万円
500～999	75
1,000～	100

(防災資機材等の選定)

第 7 条 市長は、自主防災組織からの申請に基づき、当該組織の活動の充実を図るために必要と認める防災資機材を選定し、支給するものとする。

(受領報告書の提出)

第 8 条 防災資機材等の支給を受けた自主防災組織は、速やかに防災資機材等受領報告書(様式第 3 号)を市長に提出するものとする。

(返還命令)

第 9 条 市長は、自主防災組織が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、支給した防災資機材等の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 支給を受けた防災資機材等を他に譲渡し、又は故意に棄損したとき。
- (2) 組織を解散し、又は相当期間にわたり活動を休止したとき。

附 則

この要綱は、平成 10 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 10 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 18 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

防災資機材等支給申請書

平成 年 月 日

鹿 沼 市 長 様

住 所
防災会名
代表者名

平成 年度において、自主防災資機材等の支給を受けたいので、鹿沼市自主防災資機材等支給要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

（関係書類）

- 1 組織の目的及び構成員等に関する事項を記載した書類
- 2 事業計画書
- 3 収支予算書
- 4 支給希望品目

様式第2号（第5条関係）

総第 号
平成 年 月 日

様

鹿沼市長

防災資機材等支給決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった自主防災資機材等の支給について、下記のとおり決定したので、鹿沼市自主防災資機材等支給要綱第5条の規定により通知します。

記

項 目	内 容
1 支給の可否	可 ・ 否
2 支給品目	
3 否決の理由	

